

神戸第2地方合同庁舎庁舎維持管理業務（合庁分担）仕様書

- 1 契約件名
神戸第2地方合同庁舎庁舎維持管理業務（合庁分担）
- 2 建物名称
神戸第2地方合同庁舎
神戸市中央区波止場町1番1号
- 3 実施期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間

- 4 実施する業務
 - (1) 電気・機械設備保守管理業務
 - (2) 電気中央監視盤保守点検業務
 - (3) 空調自動制御及び空調自動制御用中央監視盤保守点検業務
 - (4) ゴンドラ設備保守点検業務
 - (5) 消防設備保守点検業務
 - (6) 電気時計保守管理業務
 - (7) 庁舎警備保安業務
 - (8) 衛生設備保守業務
 - (9) 法定測定等業務
 - (10) 樹木管理業務

5 各業務の仕様

- (1) 電気・機械設備保守管理

① 目的

神戸第2地方合同庁舎の電気・機械設備の機能の維持及び耐久性の確保を図るため、関係法令を遵守しての運転・保守点検を行うことを目的とする。

- ② 別紙1の神戸第2地方合同庁舎電気設備等一覧表の各設備について、次の業務を行うものとする。

ア 電気設備

番号	設備種目	本館		摘要
		運転	保守	
1	受変電設備	○	○	精密点検のみ別館含む
2	発電機設備	○	○	C点検
3	放送設備		○	
4	電灯・動力設備	○	○	
5	直流電源設備	○	○	

イ 機械設備

番号	設備種目	本館		摘要
		運転	保守	
1	空調設備	○	○	
2	冷温水発生機設備	○	○	冷却水系統に薬液注入を含む。
3	監視制御設備	○	○	
4	冷却塔設備	○	○	
5	ゴンドラ設備		○	

(注) 上表中の運転、保守はそれぞれ下記によるものとする。

運転 施設の機能を発揮させるために、設備機器を操作し、作動させるとともに、その作動状態を監視し、記録することをいう。

保守点検 消耗的部品及び材料の取替え、ネジの増締め、注油等の措置並びに機能回復耐久性の確保を図るための塵埃、汚れ等の除去をいう。

③ 業務時間等

ア 全設備についての業務実施時間は下記のとおりとする。

- ・ 日勤 平日の8時30分から17時15分までの間
勤務者4名とし、土曜日・日曜日・祝祭日（年末年始の休日を含む。）を除く。
- ・ 日夜勤 8時30分から翌日の8時30分までの間
勤務者は1ポストとする。
ただし、冷暖房期間中の冷暖房用機器の運転始動時間は8時00分とする。
なお、上記の実施時間は、当方の都合により変更することがある。

イ 冷暖房期間

- ・ 冷房実施期間 7月 1日から9月30日まで
 - ・ 暖房実施期間 12月 1日から2月28日まで
- なお、上記の期間は若干変更することがある。
また、当該期間外においても機器の試験または調整を行うときは、運転することができる。

④ 資格・経験

- ア 電気関係技術者のうち1名は、第3種電気主任技術者の免状を有する者または同等以上の免状を有する者及び電気工事士の免状を有する者とする。
- イ 機械関係技術者のうち1名は、機械設備の運転保守及び点検の経験者で、乙種第4類危険物取扱者または同等以上の免状を有する者とする。
- ウ 上記(ア)及び(イ)の資格・経験者は、技術者の履歴書及び資格免状の写しを提出して、適格者であるかどうかの確認を得なければならない。

⑤ 保守管理要領

ア 運転・保守・点検・整備については、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「建設保全業務共通仕様書」に基づくほか、必要な記録を行うものとする。

イ 下記の書類を常に整備保管するものとする。

- ・ 法定整備書類
- ・ 電灯動力等の負荷設備一覧表
- ・ 冷暖房機運転日誌及び作業日誌
- ・ 積算電力量記録表

- ・ 各種機器試験表及び取扱説明書
- ・ 設備関係図面、機器台帳及び備品台帳
- ・ 事故・故障記録
- ・ 修理・改良工事記録
- ・ その他保守点検業務上必要とする書類

⑥ 電気主任技術者の選任等

- ア 監督職員は自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重する。
- イ 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。
- ウ 電気主任技術者として選任するものは、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務を誠実にを行うこと。

⑦ その他

- ア 各種設備の事故発生または異常を発見したときは、速やかに正常に復するよう措置するとともに、監督職員に報告するものとする。
- イ 毎日の保守点検業務を運転日誌または作業日誌に記録し、監督職員に提出して承認を受けるものとする。
- ウ 事故（故障）の原因が保守管理上の重大な手落ち等によるもので、明らかに請負者の責に帰すべき事由により生じた場合には、請負者の負担により賠償するものとする。
- エ 保守点検用物品（蛍光灯、スイッチ類、電球、油脂類等）は官給品とする。
- オ 本仕様に定めのない事項について疑義を生じた場合は、監督職員と協議のうえ解決するものとする。

(2) 電気中央監視盤保守点検業務

① 目的

神戸第2地方合同庁舎の設備の稼動状況、データ管理、スケジュール制御等の総合的な監視制御機能が円滑に行われるよう定期的な点検整備を行うことを目的とする。

② 点検対象設備及び数量並びに保守点検要領等

別紙2の中央監視盤点検仕様書に記載された機器名称及び数量並びに点検内容による。

③ 点検時期

平成27年9月中の平日の昼間の1回とする。

なお、実施期日については、打合せにより決定する。

④ 故障等発生時の処理

ア 故障及び障害発生により機器に支障が生じた場合は、速やかに対応を行い不良箇所の点検調整及び修理（1次対応）を行うものとする。

イ 本修理における交換部材及び工賃は別途契約とする。

⑤ 報告

点検終了後、報告書を提出すること。

⑥ その他

ア 請負者の故意または過失により庁舎の設備及び物品等に損害を与えたときは、直ちに報告するとともに、その賠償の責任を負うものとする。

イ 本仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえ解決するものとする。

(3) 空調自動制御及び空調自動制御用中央監視盤保守点検業務

① 目的

神戸第2地方合同庁舎の空調自動制御設備の稼動状況、データ管理、スケジュール制御等の総合的な空調自動制御及び監視機能が円滑に行われるよう、定期的な点検整備を行うことを目的とする。

② 点検対象設備及び数量並びに保守点検要領

ア 中央監視盤

別紙3の中央監視盤点検仕様書に記載された機器名称及び数量並びに点検内容による。

イ 空調自動制御設備の対象系統。

- ・ 本館
 - 熱源廻り制御系統 1組
 - 冷却水制御系統 3組
 - 空気調和機制御系統 1 2組
 - 空気調和機制御系統 (ACU-11) 1組
 - 外気取入ダクト静圧制御 1組
 - ダクト用温度計測 1点
 - 室内計測 30点 (室内温度計測 1点、室内温湿度計測 29点)

③ 点検時期

点検作業は、中央監視盤点検及び空調自動制御点検ともに平日の昼間の年1回とし、実施期日については、打合せにより決定する。

④ 故障等発生時の処理

- ア 故障及び障害発生により機器に支障が生じた場合は、速やかに対応を行うものとする。
- イ 本修理における交換部材及び工賃は別途契約とする。

⑤ 報告

点検終了後、報告書を提出すること。

⑥ その他

- ア 請負者の故意または過失により庁舎の設備及び物品等に損害を与えたときは、直ちに報告するとともにその賠償の責任を負うものとする。
- イ 本仕様にて定めのない事項について疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえ解決するものとする。

(4) ゴンドラ設備保守点検業務

① 目的

神戸第2地方合同庁舎のゴンドラ設備の機能の維持及び耐久性の確保を図るため、関係法令を遵守し、保守点検を行うことを目的とする。

② 設備概要

電動式アーム俯仰型ゴンドラ (サンセイ株式会社、F200-S型)

積載荷重	210kg
アーム長さ	3.4m
昇降揚程	4.7m
昇降速度	1.0m/分
昇降電動機	1.5kw
俯仰速度	2m/分
俯仰電動機	0.75kw
走行速度	1.0m/分
走行電動機	0.75kw
作業床大きさ	2.3m×0.6m
ワイヤーロープ直径	8mm×2本吊
昇降用ドラム	340mm
昇降用シープ	160mm
使用電源 (二次)	3相、220V、60Hz

③ 業務要領

- ア 定期保守点検は、四半期毎の年4回、窓ガラス清掃に先立って実施するものとし、監督技術者及び技術者を派遣して、所定の定期点検及び故障の修復並びに防止等に努めること。
- イ 保守点検の実施については、双方協議のうえ定めるものとする。
なお、不時の故障により係官から要請があった時は、速やかに来庁して必要な修復を行うこと。
- ウ 事故 (故障) の発生を未然に防止するため、信義誠実をもって保守管理し万全を期すること。

また、事故（故障）が発生した場合は、直ちに報告するとともに、その原因を調査、復旧して再び同様の事故（故障）が発生しないよう処置するものとする。

エ 事故（故障）の原因が保守管理上の重大な手落ち等によるもので、明らかに請負者の責に帰すべき事由により生じた場合には、請負者の負担により賠償するものとする。

オ 保守点検業務に要する工具類、測定器または消耗品については、受託者の負担とする。

カ 作業完了後は、係官に報告書を提出のうえ承認を受けること。

④ 保守点検項目

ゴンドラの各部分に対する点検については、次の項目について行うものとする。

巻上関係 ----- マグネットブレーキ、メカニカルブレーキ、スクリーシャフト
スクリーブッシュ、軸受、ボルト及びキー、チェン、シープ
電動機

俯仰関係 ----- スクリューシャフト、スクリーブッシュ、軸受、ベベルギヤ
電動機及びブレーキ、減速機、ボルト及びキー、チェン

走行関係 ----- 引上ローラ、サイドローラ、車輪、軸受、電動機及びブレーキ
減速機、ボルト及びキー、チェン、Vベルト、トルクリミター
アウトリガー、ハンドル

スイング関係 ----- ウォーム装置、チェン、ボルト及びキー、電動機及びブレーキ

走行レール関係 ----- 損傷、割れの有無、取付及び接続用ボルト、車輪止、ポイント及び
トラベル装置、塗装

ケージ関係 ----- ワイヤクリップ又はロッド、ロープ当りゴム、クッションゴム
ケージ扉、ガイドローラー、塗装

アーム関係 ----- 首振部、シープ

台車フレーム(カバー) - カバー、扉、台車旋回部、取付ボルト、塗装

ワイヤロープ関係 --- ドラムで巻かれている状態、素線切れ、キンク、老朽、腐食
摩耗、給油、砂ほこり等の付着

電気関係 ----- 給電用キャプタイヤーケーブル、操作用キャプタイヤーケーブル
LS用キャプタイヤーケーブル、リミットスイッチ巻上
リミットスイッチケージ、リミットスイッチ俯仰
リミットスイッチスイング、電磁開閉器及び端子盤
押釦及びキースイッチ、モノレバースイッチ
制御盤及び電源開閉器

その他 ----- インターホーン、安全帯、各部の絶縁抵抗点検

なお、上記点検中、修理の必要な箇所を認めたときは、係官に通報するとともに適切かつ迅速な措置を行わなければならない。

⑤ 本仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、監督職員と協議して解決するものとする。

(5) 消防設備保守点検業務

① 目的

神戸第2地方合同庁舎の消防設備の機能の維持及び耐久性の確保を図るため、関係法令を遵守して保守点検を行うことを目的とする。

② 設備概要

ア 本館

・ 連結送水管	送水口	2個
	放水口	32個
・ 消防ポンプユニット (地下2階機械室)	80φ×4500/分×95m×18.5kw、栓用	1台
	150φ×27000/分×108m×75kw、高層スプリンクラー	1台
	150φ×19000/分×77m×55kw、採水用	1台
	150φ×27000/分×74m×55kw、低層スプリンクラー	1台
・ 屋内消火栓箱	1050W×1700H×200D	3台

	1050W×1700H ×230D、併設形	22台
	1400W×1800H ×230D、併設形	4台
・ 排煙機 (非常エレベーター用)	片吸込、リミットロード、床置形 # 5 ½ × 26000m ³ /h × 200V × 11KW	2台
・ 排煙機 (廊下用)	片吸込、リミットロード、床置形 # 4 × 14000m ³ /h × 200V × 5.5KW	2台
・ 非常照明盤	DC100V	13台
・ 非常コンセント盤	1φ・2W・100V、3φ・3W・200V	8台
・ 自動火災報知機盤 (排煙 200回線、火災報知40回線、その他50回線)	受信機	1台
	副受信機	2台
	差動式スポット型感知器	113個
	定温式スポット型感知器	42個
	煙感知器	485個
	手動発信機	32個
	ベル	34個
	表示灯	32個
・ 非常電話盤 (40回線)		1式
・ 非常放送設備 (18回線、400W)	増幅器	1台
	遠隔操作盤 一斉方式	1式
	スピーカー	126台
・ 誘導灯 (小型)		77台
・ スプリンクラー設備	スプリンクラーヘッド 閉鎖型	936台
	圧力タンク	2台
	アラーム弁	6台
	流水作動弁	6台
	圧力スイッチ	6台
	操作盤	2台
	呼水装置	2台
・ ハロン消火設備	ハロンボンベユニット (68ℓ/50kg)	13本
	放出ホーン (25A)	39台
	起動容器	8本
	選択弁	8台
	起動用操作箱	9個
	スピーカー	1式
	放出表示灯	17個
・ 防火扉設備	制御盤 200回線	1式
	煙感知器	99台
	防火扉閉鎖器	56個
	防火シャッター閉鎖器	10個
	防煙垂れ壁閉鎖器	1個
	非常口解錠装置	29個
・ 消火器	普通、油、電気火災用、ABC粉末	72個
・ 避難設備	庁舎東西両側に設置された収納式避難はしご	1式

③業務要領

ア 請負者は、消防法第17条の3の3に基づき、消防設備士を選任して所管庁に届出るとともに、

本設備機器についての維持、点検を実施させるものとする。

イ 定期精密点検は、法令に定められた1年以内に1回定期に実施し、また、外観、機能点検は半年以内に1回定期に実施し、報告するとともに設備維持台帳に記録すること。

ウ 本設備機器について、異常が認められた時は、直ちに報告するとともにその原因を調査、復旧して再び同種の事故（故障）が発生しないよう処置するものとする。

エ 本設備機器の日常保守業務にあたっては、所管庁の防火管理者の指示を受け、信義誠実をもって万全を期すこと。

また、設備の作動について、消防法施行令等に定めた設置基準に適合するよう維持しなければならない。

オ 事故（故障）の原因が保守管理上の重大な手落ち等によるもので、明らかに請負者の責に帰すべき事由により生じた場合は、請負者の負担により賠償するものとする。

カ 消防設備士は、年2回消防設備の総合点検及び機能点検を実施し、点検業務中は所管庁の防火管理者の立ち合いの元に行うものとする。

なお、点検終了後、防火管理者の承認を受けるものとする。

④ 本仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、所管庁防火管理者と協議して解決するものとする。

(6) 電気時計保守管理業務

① 目的

神戸第2地方合同庁舎に設備されている電気時計の機能の維持及び耐久性の確保を図るため保守管理を行うことを目的とする。

② 設備種目

・ 親時計	自立型6回路チャイム、タイマー付（T I Cシチズン）	1台
・ 子時計	壁掛型 310φ	146台
	埋込型 300φ	1台
	半埋込型 300×425	11台
	スピーカ付壁掛型 310×420	14台

③ 保守管理要領

ア 点検、調整項目

設備種目	台数	作業内容	回数
親時計	1台	・時刻調整をする。 ・汚れ、損傷、腐蝕の有無を点検し、清掃手入れをする。 ・異音、異臭の有無を点検する。	1回／週 1回／月 1回／月
子時計	172台	・時刻調整をする。 ・汚れ、損傷、腐蝕の有無を点検し、清掃手入れをする。 ・異音、異臭の有無を点検する。	1回／週 1回／3か月 1回／3か月

イ 設備種目に記載してある種目の性能保持について、必要と認められるすべての部分の点検、調整を行い、常に完全な状態で作動するよう実施するものとする。

ウ 点検、調整にあたっては、構造上または外観上当然施工しなければならないものはもちろん、本仕様に記載されていない些細な部分及び自然附帯の事項は請負金額の範囲で行うものとする。

④ その他

ア 請負者の故意または過失により庁舎の設備及び物品等に損害を与えた時は、直ちに係官に報告するとともに、その賠償の責任を負うものとする。

イ 点検、調整終了後は、係官に報告書を提出のうえ検査を受けること。

(7) 庁舎警備保安業務

① 目的

神戸第2 地方合同庁舎の受付、案内、火災、盗難、その他、事故防止及び保全を行うことを目的とする。

② 業務内容

- ア 外来者に対する受付及び案内。（ICゲート対応を含む）
- イ 合同庁舎内外の巡回、窓及び扉等の施錠点検。
- ウ 合同庁舎の火災、盗難の予防。
- エ 火気の有無及び消灯、その他異常の点検。
- オ 門等の開閉及び鍵の保管。
- カ 禁煙表示箇所における喫煙の制止。
- キ 騒音の防止及び庁舎諸施設の損傷防止。
- ク 合同庁舎における許可を要する事項の無許可行為の制止。
- ケ 挙動不審者に対する適切な処置。
- コ 郵便物の受付及び電話、電報に対する適切な処置。
- サ 駐車場への車両の誘導、整理及び施錠、開錠。
- シ その他合同庁舎の警備に関し指示された事項。

③ 警備員

ア 警備員は、身元性向等が正しく、業務について知識経験が優秀な者を選考し、合同庁舎に常駐させるものとする。

また、服装は一定のものを着用し、一見して警備員であることが識別できるものとする。

イ 警備員の勤務時間等は、次のとおりとする。

- ・ 日勤 平日の8時00分から17時15分まで。
勤務者は5名とし、土曜日、日曜日、祝祭日（年末年始の休日を含む。）を除く。
- ・ 日夜勤 8時30分から翌日8時30分まで。
勤務者は3ポストとする。

ウ 警備員は、災害の防止及び災害発生時に適正な措置がとれるよう、次に掲げる応急措置や操作方法について習熟しておくとともに、事故の際の連絡先等を日頃から留意しておくこと。

- ・ ガス、電気、水道のもれ等の故障。
- ・ 危険物貯蔵庫等の異常の発見。
- ・ 消火栓、火災報知機、防火扉、消火器及び非常放送装置の取扱い。

④ 業務要領

ア 業務要領は本仕様に記載してあるもののほか、細部については監督職員の指示により実施するものとする。

イ この業務を履行するにあたり、関係法令及び神戸第2 地方合同庁舎管理規則を遵守すること。

ウ 外来者の行先問合わせ等照会事項に対しては、常に懇切丁寧に応対し、いやしくも官庁の威信を失することのないよう留意すること。

エ 次に掲げる時刻に庁舎内外を、別図第1及び第2のと通りの巡回経路で入念に巡回すること。

9時、12時、15時、18時、21時、23時、2時、5時、7時

オ 門扉、扉の開閉時刻の基準は、次のとおりとする。

場 所		開 扉	閉 扉	備 考
B1F	車庫出入口	0700	2000	土曜日、日曜、祝祭日の開閉は、夜間出入口のみとする。
1 F	南及び北	0700	1830	
	夜間出入口	0600	2300	
京 橋	駐車場			巡回は9、12、15時とする。

カ 国旗の掲揚時刻は、次のとおりとする。

- ・ 掲揚 8時00分
- ・ 降下 17時15分

ただし、特別の指示のある場合を除き、祝日以外の土曜日、日曜日、休日は掲揚しない。

キ 鍵の受渡しを行う際は、鍵貸出簿に所要事項の記入させること。

なお、鍵は所定の場所に完全に保管するとともに、忘失することのないように注意し、返還確認を行うこと。

ク 合同庁舎内外の巡回等に際しては、盗難防止のため窓、扉の施錠点検（共用部分）、職員が退庁後の廊下、便所、湯沸室等不必要部分の消灯、火気の点検及び挙動不審者に対しては細心の注意をもって実施するものとする。

ケ 合同庁舎及びその付近に非常事態の発見、または通報を受けたときは、直ちに監督職員等に連絡するとともに、警察署、消防署、その他関係機関に通報し、臨機の措置を行うこと。

コ 駐車場の整理は、構内及び車の状況等を的確に把握し、適正に処理するものとする。

⑤ その他

ア 受託者は、契約期間中この業務に関して受託者の責に帰すべき事由による事故に起因した事項は、賠償の責任を負うものとする。

イ 本仕様に定めのない事項について疑義を生じた場合は、監督職員と協議のうえ解決するものとする。

(8) 衛生設備保守業務

① 目的

神戸第2地方合同庁舎の衛生的な環境の確保を図るため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等関係法令を遵守し、次に掲げる保守業務を行うことを目的とする。

② 給排水設備等保守

- | | | |
|--------------|--|----|
| ・ 貯水槽 | 受水槽（飲料水用、FRP製、3m×2m×2.5m） | 1台 |
| | 高置水槽（飲料水用、FRP製、2m×1.5m×1.5m） | 1台 |
| | 高置水槽（雑用水用、FRP製、3m×2m×2m） | 1台 |
| | 高置水槽（雑用水用、FRP製、5m×1.5m×2m） | 1台 |
| ・ 汚水槽 | （コンクリート製、有効17m ³ 、2m×5m×2.5m） | 1台 |
| ・ 各付属機器及び排水管 | | 1式 |

③ 排水管清掃

排水設備の清掃については、6か月以内に1回、定期に行うものとする。また、汚水槽内の汚泥の処分も行うものとする。

④ 害虫等の駆除

庁舎内全域（食堂、売店を除く。）を原則として6か月に1回の割合で統一的に実施する。また、害虫等の駆除については、主としてねずみ、蚊、ゴキブリ、ダニ及びチョウバエを対象とし、事務室、倉庫等はもちろんのこと、発生状況に応じて適切な措置を講ずるものとする。

なお、便所は薬剤の全面散布及び必要な部分の重点散布とし、マンホール、下水溝等はミスト器による噴霧、周辺部及び汚染部分に対して粉剤を散布する。

⑤ 給排水設備等の作業項目

ア 貯水槽

- ・ 本体、架体の外面の点検
- ・ 定水位弁の作動状況
- ・ 水面制御警報装置の作動状況
- ・ オーバーフロー管、マンホール外観点検

イ 自動給水設備

- ・ ポンプ本体外観、作動点検、内部清掃及び注油
- ・ 制御盤内部清掃及び点検
- ・ ユニット内配管類外観点検
- ・ 補器類の作動点検

ウ 汚水槽

- ・ 水面制御警報装置の外観及び作動点検

エ ポンプ

- ・ 本体の外観、内部清掃、作動点検及び注油

オ 配管及び弁

- ・ 配管、支持金物、伸縮継手、弁の外観及び作動点検

カ 制御機器

- ・ 調節器の内部清掃及び作動点検
- ・ 液面電極リレーの電流、電圧点検及び作動点検

キ 湯沸器

- ・ 外観及び作動点検
- ・ 弁類の点検及び調整
- ・ フィルターの清掃点検

ク その他

- ・ 洗面器、大小便器、シスタン、フラッシュバルブ、阻集器等の排水状態及び作動点検

⑥ 簡易専用水道定期検査

水道法の規定に基づき年1回実施される関係官庁の書類検査受検手続を代行すること。

⑦ 注意事項

ア 各作業については、事故（故障）の発生を未然に防止するために信義誠実をもって万全を期すること。また、請負者の責に帰すべき事故（故障）が発生した場合は、直ちに報告するとともに、その原因を調査、復旧して再び同種の事故（故障）が発生しないよう処置するものとする。

イ 各作業に要する機器類、消耗品及び使用薬剤については、請負者の負担とし、適切なものを使用するとともに使用薬剤については、厚生労働省で認可されたものを使用するものとする。使用に当たっては、あらかじめ監督職員と協議のうえ決定するものとする。

⑧ 報告等

ア 請負者は、各作業完了後、作業内容、処置の状況、使用薬剤の名称、量等について報告書を提出のうえ承認を受けること。また、改善を要するものについては、検討のうえ監督職員に別途報告すること。

イ 関係法令に基づく測定記録及び諸関係帳簿を整備し、関係官署への報告にいつでも応じることが出来るようにしておくこと。

⑨ その他

ア 請負者は、法令で定められた建築物環境衛生管理技術者を有資格者の中から1名選任して所管庁に届出を行い、保守業務の監督を行うとともに適切な指導を行うこと。

イ 本仕様に定めのない事項について疑義が生じたときは、監督職員と協議のうえ解決するものとする。

(9) 法定測定等業務

① 目的

神戸第2地方合同庁舎の衛生的な環境の確保を図るため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等関係法令を遵守し、次に掲げる保守業務を行うことを目的とする。

② 測定項目等

ア 空気環境測定等

- ・ 室内環境測定は、浮遊粉じん量・一酸化炭素含有量・炭酸ガス含有量・温度・相対湿度・気流・照度について、各階の事務室を2か月に1回、本館24ポイントを実施するものとし、始業時、終業時の2時点において、その平均値をもって当該測定値とする。
- ・ 冷温水発生機のばいじん量及び窒素酸化物の測定は、年2回実施するものとし、第1回目は平成27年8月、第2回目は平成28年2月に行う。
- ・ 測定終了後、速やかに法定書式による報告書を提出すること。

イ 水質検査

- ・ 定期検査は、末端給水栓における水の遊離残留塩素の検査を採水後7日以内に1回、また、

貯水槽の水質検査を6か月以内に1回及び貯水槽の清掃を1年以内に1回法令に定められた基準により定期に行うものとする。

- ・ 飲料水水質検査項目及び検査時期は次表のとおりとし、水道法の規定に基づき実施し、検査終了後は速やかに水質検査報告書を提出すること。

検査時期	平成27年8月	平成28年2月
検査項目	一般細菌 大腸菌群 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 塩素イオン 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） pH 値 味 臭気 色度 濁度 鉛 亜鉛 鉄 銅 蒸発残留物 クロロホルム ジブロモクロロメタン ブロモジクロロメタン ブロモホルモン 総トリハロメタン シアン化物イオン及び塩化シアン クロロ酢酸 ジクロロ酢酸 臭素酸 トリクロロ酢酸 ホルムアルデヒド	一般細菌 大腸菌群 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 塩素イオン 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） pH 値 味 臭気 色度 濁度

③ 注意事項

- ア 各作業については、事故（故障）の発生を未然に防止するために信義誠実をもって万全を期すること。また、請負者の責に帰すべき事故（故障）が発生した場合は、直ちに報告するとともに、その原因を調査、復旧して再び同種の事故（故障）が発生しないよう処置するものとする。
- イ 各作業に要する機器類、消耗品及び使用薬剤については、請負者の負担とし、適切なものを使用するとともに使用薬剤については、厚生労働省で認可されたものを使用するものとする。
 なお、使用にあたっては、あらかじめ監督職員と協議のうえ決定するものとする。

④ 報告等

- ア 請負者は、各作業完了後、作業内容、処置の状況、使用薬剤の名称、量等について報告書を提出のうえ承認を受けること。また、改善を要するものについては、検討のうえ監督職員に別途報告すること。
- イ 関係法令に基づく測定記録及び諸関係帳簿を整備し、関係官署への報告にいつでも応じることができるようにしておくこと。

⑤ その他

- ア 本仕様に定めのない事項について疑義を生じたときは、監督職員と協議のうえ解決するものとする。

イ 請負者は、法令で定められた建築物環境衛生管理技術者を有資格者の中から1名選任し、所管庁に届出を行い、保守業務の監督を行うとともに適切な指導を行うこと。

(10) 樹木管理業務

① 目的

神戸第2地方合同庁舎敷地内の環境美化に関して植栽された樹木等について、適正かつ合理的に維持管理を行うことを目的とする。

② 管理範囲

別紙4の神戸第2地方合同庁舎植栽図のとおり

③ 管理要領

受託者は、この業務を実施するにあたり経験、技術の優秀な作業員を従事させ、使用する器具及び材料は請負者の負担とする。また、使用する薬剤は、樹木に最も適した品質良好なものを使用すること。

④ 作業内容は次のとおりとする。

イ 年に3回、病害虫の発生しやすい時期または発生の状況に応じて薬剤を撒布すること。

ロ 年に2回、除草及び草刈を人力または機械を使用して効果的に実施すること。

ハ 年に1回、低木及び高木を体裁よく剪定、刈込むこと。

ニ 植栽への灌水は7月14日から9月30日までの間（土曜日、日曜日、休日を除く）に40日の散水を実施するものとし、実施日等については係官の指示に従うこと。

なお、散水用の水、ホース等の器具は官品を使用するものとする。

ホ 剪定、除草、芝刈りにより発生したごみは、法律に適合する方法により請負者が処分すること。

⑤ その他

ア 各作業は、係官に報告書を提出し検査合格をもって終了したものとする。

イ 作業を実施するにあたっては、四囲の状況に注意し事故のないよう十分注意すること。

ウ 万一請負者の原因により発生した事故については、請負者において処理すること。

エ 本仕様書に定めのない事項について疑義を生じた場合は、双方協議のうえ解決するものとする。

(11) その他

① 本仕様書に記載されている数量については、年度途中で変更することがありうるため、その場合は、双方協議して解決するものとする。

② 代金は、1ヶ月毎の部分払いとする。